

令和 5 年

舞鶴市議会 12 月定例会議案

第 81 号議案～第 96 号議案

令和 5 年 11 月 28 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 81 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 7 号)	別 冊
第 82 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 8 号)	〃
第 83 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 84 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 3 号)	〃
第 85 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 86 号 議案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	1
第 87 号 議案	損害賠償の額を定めることについて(市道の陥没による物損事故)	8
第 88 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市商工観光センター)	10
第 89 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市勤労者福祉センター)	12
第 90 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市農業公園)	13
第 91 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴親海公園の一部)	14
第 92 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市西市民プラザ)	15
第 93 号 議案	指定管理者の指定について(青葉山ろく公園(グリーンスポーツセンター、パターゴルフ場、多目的広場等))	16
第 94 号 議案	指定管理者の指定について(舞鶴市大丹生コミュニティセンター)	17

第 95 号 議 案	指定管理者の指定について(東舞鶴公園、舞鶴文化公園、泉源寺公園、前島みなと公園、伊佐津川運動公園及び舞鶴東体育館)	18
第 96 号 議 案	市道路線の変更について	20

第 86 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 の項を 4 の項とし、2 の項を 3 の項とし、1 の項を 2 の項とし、同項の前に次のように加える。

1 市長	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 4 条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備

	若しくは高額障害児通所給 付費の支給又は障害福祉サ ービスの提供に関する事務 であって規則で定めるもの	備給付金の支給に関する情報(以下「外 国人生活保護関係情報」という。)であ って規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による負担能力 の認定又は費用の徴収に関 する事務であって規則で定 めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則 で定めるもの
3 市長	予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)による給付の支給又は 実費の徴収に関する事務で あって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則 で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法(昭和 24 年 法律第 283 号)による障害福 祉サービス、障害者支援施設 等への入所等の措置又は費 用の徴収に関する事務であ って規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則 で定めるもの
5 市長	生活保護法の規定に準じて 行う生活に困窮する外国人 に対する保護の決定及び実 施、就労自立給付金若しくは 進学準備給付金の支給、被保 護者健康管理支援事業の実 施、保護に要する費用の返還 又は徴収金の徴収に関する 事務であって規則で定める もの	舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号) その他の市税に関する法律等の規定に より算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報(以下「市 税関係情報」という。)、国民健康保険 法(昭和 33 年法律第 192 号)若しくは高 齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付 の支給若しくは保険料の徴収に関する 情報、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関

する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支

		給に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	舞鶴市市税条例による市民税の課税に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	老人に対する医療費の助成に関する事務、重度心身障害者若しくは一人親家庭児童及びその親に対する医療費の助成に関する事務又は後期高齢者医療の被保険者である重度心身障害者に対する健康管理に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者に対する療育手帳の交付に関する情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
11 市長	住宅地区改良法(昭和 35 年法律第 84 号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	健康増進法(平成 14 年法律第	生活保護関係情報、外国人生活保護関係

	103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	情報、市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	身体障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の2の項特定個人情報の欄を次のように改める。

生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報、舞鶴市国民健康保険条例(昭和34年条例第4号)による保険料に関する情報、児

童扶養手当関係情報
又は中国残留邦人等
支援給付等関係情報
であって規則で定め
るもの

別表第3中2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活保護の医療扶助における個人番号を用いたオンライン資格確認の開始に伴い、生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務を個人番号を利用することができる事務に追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 87 号議案

損害賠償の額を定めることについて

市道の陥没による物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

516,604 円

2 事件の概要

相手方のコンクリートミキサー車が市道を走行中、市の管理瑕疵により道路のアスファルト舗装の下に空洞が生じていた箇所が車両の重みで陥没し、陥没箇所に車両の右後輪がはまり、車両が損傷した。

3 発生日月日

令和 5 年 10 月 16 日

4 発生場所

舞鶴市字城屋地内

市道瀬ヶ谷線

提案理由

市道の陥没による物損事故に関し、損害賠償の額を定めたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
い。

(第 1 号から第 12 号まで 略)

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(第 14 号以下 略)

(第 2 項 略)

第 88 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市商工観光センター

所在地 舞鶴市字浜 66 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 舞鶴商工会議所

代表者 会頭 小 西 剛

所在地 舞鶴市字浜 66 番地

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市商工観光センターの指定管理者を指定したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項及び第 2 項 略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第 4 項 略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項以下 略)

第 89 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市勤労者福祉センター

所在地 舞鶴市字溝尻 150 番地 11

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般財団法人舞鶴勤労者福祉協議会

代表者 代表理事 山 雄 康 弘

所在地 舞鶴市字溝尻 150 番地の 11

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市勤労者福祉センターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 90 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市農業公園

所在地 舞鶴市字瀬崎地内

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社農業法人ふるる

代表者 代表取締役 秋 安 俊 豪

所在地 舞鶴市字瀬崎 60 番地

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市農業公園の指定管理者を指定したいので提案する。

第 91 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴親海公園(舞鶴親海公園海釣護岸、漁村活性化センター等)の一部

所在地 舞鶴市字千歳地内、同地先

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社農業法人ふるる

代表者 代表取締役 秋 安 俊 豪

所在地 舞鶴市字瀬崎 60 番地

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴親海公園(舞鶴親海公園海釣護岸、漁村活性化センター等)の一部の指定管理者を指定したいので提案する。

第 92 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市西市民プラザ

所在地 舞鶴市字円満寺 158 番地の 6

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般財団法人有本積善社

代表者 代表理事 有 本 圭 志

所在地 舞鶴市字西 96 見樹寺内

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市西市民プラザの指定管理者を指定したいので提案する。

第 93 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 青葉山ろく公園(グリーンスポーツセンター、パターゴルフ場、多目的広場等)

所在地 舞鶴市字岡安地内

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般財団法人舞鶴市スポーツ協会

代表者 代表理事 内 藤 行 雄

所在地 舞鶴市字魚屋 261 番地 14

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

青葉山ろく公園(グリーンスポーツセンター、パターゴルフ場、多目的広場等)の指定管理者を指定したいので提案する。

第 94 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 施設の名称及び所在地

名 称 舞鶴市大丹生コミュニティセンター

所在地 舞鶴市字大丹生 212 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 西大浦産業株式会社

代表者 代表取締役 堂 本 宗 明

所在地 舞鶴市字千歳 352 番地の 2

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由

舞鶴市大丹生コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので提案する。

第 95 号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

1 施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 東舞鶴公園(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場、弓道場等)

所在地 舞鶴市字行永地内

- (2) 名 称 舞鶴文化公園(舞鶴文化公園体育館、文化公園プール、文化公園多目的施設、多目的広場等)

所在地 舞鶴市字上安久地内

- (3) 名 称 泉源寺公園(泉源寺多目的施設等)

所在地 舞鶴市田中町地内

- (4) 名 称 前島みなと公園(人工芝テニスコート等)

所在地 舞鶴市字浜地内

- (5) 名 称 伊佐津川運動公園(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレーテニスコート等)

所在地 舞鶴市字上安久、字円満寺地内

- (6) 名 称 舞鶴東体育館

所在地 舞鶴市字北吸 1054 番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 舞鶴スポーツネットワーク

代表者 大阪府中央区北浜四丁目1番23号

美津濃株式会社

代表取締役 水 野 明 人

構成員 舞鶴市字魚屋261番地14

一般財団法人舞鶴市スポーツ協会

代表理事 内 藤 行 雄

構成員 大阪府中央区北浜四丁目1番23号

ミズノスポーツサービス株式会社

代表取締役 薬師寺 洋 彰

所在地 大阪府中央区北浜四丁目1番23号

3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

東舞鶴公園(野球場、人工芝テニスコート、陸上競技場、弓道場等)、舞鶴文化公園(舞鶴文化公園体育館、文化公園プール、文化公園多目的施設、多目的広場等)、泉源寺公園(泉源寺多目的施設等)、前島みなと公園(人工芝テニスコート等)、伊佐津川運動公園(人工芝グラウンド、多目的グラウンド、クレーテニスコート等)及び舞鶴東体育館の指定管理者を指定したいので提案する。

第 96 号議案

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線を変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

路 線 名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
神社線	前	舞鶴市字大川小字家ノ下 592 番	から
		舞鶴市字大川小字町路 70 番	まで
	後	舞鶴市字大川小字家ノ下 592 番	から
		舞鶴市字大川小字町路 65 番 2	まで

提案理由

大川地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。